平成２９年（フ）第４８７２号
大阪市東淀川区下新庄１丁目６番７号
債務者　新小田晴子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２号
香川県高松市福岡町３丁目24番21号　大西アパート１Ｆ東
債務者　鈴木　正一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０号
福岡県大牟田市椿黒町53番地１　グランディール新栄町107号
債務者　松尾　美鈴
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２０６号
静岡県富士宮市北町12番８号
債務者　片又　賢治
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２９号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目１番２号　ビックテンあおやぎ１－１
債務者　千葉　莉絵
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目７番21号　サンハイツサトー２階右
債務者　岩澤　正昭
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目８番15号　リバーサイドコーポ103号
債務者　佐藤　佳代
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目１番15号ハイツおかべ202
債務者　日向寺智美（旧姓廣永）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５８３号
仙台市泉区南中山３丁目30番地の５
債務者　小松　正朋
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
秋田県大仙市大曲黒瀬町９番10号
債務者　石戸谷太一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２１３号
茨城県土浦市都和３丁目８番１－205号　市営都和住宅、前住所茨城県土浦市真鍋２丁目７番29号
債務者　羽生　智美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９２号
茨城県筑西市下高田205番地
債務者　薄井　正江（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１９７号
茨城県筑西市下高田205番地
債務者　薄井　優一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２６６号
山梨県甲府市後屋町653番地　４－115
債務者　森本亜紀子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
山梨県山梨市万力1229番地
債務者　関　　和子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
山梨県甲府市大和町６番２号
債務者　鷹野　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
山梨県甲府市太田町15番16号、前住所千葉県浦安市海楽１丁目７番42号　ジュコーハイツ（101）
債務者　荻野　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係